

議案第 43 号

専決処分の承認を求めることについて

和解及び損害賠償額の決定の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和元年9月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第3号

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償額の決定の一部変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年7月26日

里庄町長 加藤 泰久



和解及び損害賠償額の決定の一部変更について

令和元年第4回里庄町議会で議決を得た和解及び損害賠償額の決定について（議案第41号）2 和解の趣旨（1）中、「5,362,555円」を「5,075,814円」に変更する。

理 由

住民基本台帳事務における支援措置申出者に係る戸籍附票を誤交付した件について、相手方との協議により損害賠償額を変更するものである。

相手方との和解及び当該損害賠償金の支払を早急に行う必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律67号）第179条第1項の規定により専決処分する。